

登校についての連絡票

船橋市立豊富小学校

学校において予防すべき感染症にかかった場合、感染の拡大を防ぐために登校することができません。医師の許可があるまでは登校せず、家庭で静養してください。欠席期間は、病気欠席ではなく、出席停止となります。

なお、登校については医師の指示に従い、下記を保護者の方が記入し、登校時にこの用紙を提出してください。

該当疾患に○	疾患名	出席停止の期間（以下の基準に基づき医師が判断）
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎 （はやり目）	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬療法開始後24時間～48時間経過し、全身状態がよくなるまで
	感染性胃腸炎	医師の指示による 概ね全身状態がよくなるまで
	マイコプラズマ肺炎	医師の指示による 概ね全身状態がよくなるまで
	伝染性紅斑（りんご病）	医師の指示による 概ね全身状態がよくなるまで
	手足口病	医師の指示による 概ね全身状態がよくなるまで
	その他の感染症 ()	

上記の疾患で令和 年 月 日 から療養をしておりましたが、

令和 年 月 日 より主治医に登校を許可されましたので連絡いたします。

受診医療機関

年 組 児童氏名

保護者名